

可児市長交際費支出基準

第1 趣旨

この基準は、市長または副市長（以下、「市長等」という）が、市行政運営の円滑な推進のため、外部との交際に要する経費（以下、交際費という）の支出の基準等について、必要な事項を定めるものとする。

この基準において「市職員」とは、職員人事を所管する部署が毎年作成する可児市職員名簿に記載された職員とする。

第2 支出区分

交際費の支出区分は次に掲げるとおりとする。

（会費）

各種団体が行う懇談・会合等に市長等が出席する場合に、その会費を支出する。市職員が市長等に代わり出席する場合も同様とする。

（慶祝）

式典、総会、大会、祝賀会等に市長等が出席する場合などにおいて、祝意に係る経費を支出する。市職員が市長等に代わり出席する場合も同様とする。

（見舞い）

病気等のほか災害、事故等の見舞いに係る経費を支出する。

（弔慰）

市政関係者およびその親族の葬儀等に際して、弔意に係る経費を支出する。

（激励）

個人および団体が、各種大会等に参加・出場する際に、激励に係る経費を支出する。

（記念品）

交流の促進、功労者へ謝意、特産品の紹介等に使用するため、記念品に係る経費を支出する。

（その他）

上記の支出区分のほか、渉外等に際して特に市長が必要と認めるものについて支出する。

第3 支出範囲

交際費は別表に定める範囲で支出する。ただし、特段の理由がある場合は調整することができるものとする。

第4 交際費の公表

交際費は、支出区分、支出月日、支出金額、支出件名を公表する。ただし、可児市情報公開条例第7条に定める非公開情報については公表しないものとする。

2 公表は、市ホームページへの掲載により行うものとする。

第5 見直し

この基準は、社会経済情勢の変化並びに市政運営状況に応じて見直しを行うこととする。

第6 補則

この基準に定めがないものについては、その都度市長が決定する。

平成29年1月26日 決裁

別表

| 支出区分 | 支出範囲 | | |
|------|---|---------|---------------|
| 会費 | 会費に定められた額 額が不明の場合は実費相当額 | | |
| 慶祝 | 上限20,000円 | | |
| 見舞い | 市政関係者に対し上限10,000円 | | |
| 弔慰 | 市議会議員 | 現職 | 香典等10,000円、供物 |
| | | 現職の親族 1 | 香典等5,000円 |
| | | 元職 | 香典等5,000円 |
| | 各種委員 2 | 現職 | 香典等10,000円 |
| | | 現職の親族 1 | 香典等5,000円 |
| | 市職員 | 現職 | 香典等10,000円、供物 |
| | | 現職の親族 1 | 香典等5,000円 |
| | 国県等の職員、市内外の要職者及びその親族 | | その都度協議 |
| 激励 | 全国規模以上の大会等に出場または参加し、かつその活動が他の模範として認められる場合に、その内容を勘案し次の金額を超えない額 個人の場合、10,000円(上限) 団体の場合、30,000円(上限) | | |
| 記念品 | 上限11,000円 | | |
| その他 | 社会通念上妥当と認められる範囲 | | |

1 配偶者、実父母、養父母、同居の義父母、実子、養子

2 原則として公選の委員または議会同意を要する委員

別表において、特別な場合についてはその都度協議する。